

本仕様書は、千葉県が委託する千葉県立中央博物館令和7年度特別展関連イベント業務の企画提案募集に当たり、業務の概要として、業務内容及び要求事項、確認事項等を示すものである。なお、最終的な業務委託仕様書については、事業受託者決定後に協議の上、千葉県が制作する。

千葉県立中央博物館令和7年度特別展関連イベント業務委託仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、千葉県（以下「委託者」という。）が発注する「令和7年度特別展関連イベント業務」（以下「業務」という。）の委託に付す場合において適用される主要事項を示すものである。この仕様書は業務の概要を示すものであるから、これに定めのない事項であっても委託者が必要と認め、指示する事項については、受託者はこれを行わなければならない。

2 名 称

千葉県立中央博物館令和7年度特別展関連イベント業務委託

3 目 的

千葉県立中央博物館令和7年度特別展（令和7年7月12日（土）から9月23日（火祝まで）は、三方を海に囲まれた千葉県の魅力を深く伝えるため、東京湾から安房、夷隅、九十九里、銚子まで巡り、郷土料理等に使われる海の幸について自然誌の視点で展示を行うものである。対象は親子連れを想定している。

本業務は、特別展と関連した情報発信およびイベントを開催することで、より多くの方に千葉県及び海の幸の魅力を体感してもらう機会を設けることを目的とする。

4 契約期間

契約締結の日から令和7年10月31日（金）まで

5 業務内容

（1）インフルエンサー等を起用した情報発信

インフルエンサー等による特別展に関する情報発信（例えば、千葉の海の食材を使ったレシピ開発をしてもらい、情報発信してもらう等）をすること。

（2）イベント

特別展開催期間中に計 1,000 人程度の来館者が見込めるイベント（例えばグルメイベント等）を開催すること。またイベントに関する周知をすること。

実施場所：千葉県立中央博物館及びその周辺

実施回数：特別展開催期間中の 1 回以上（複数回可。合計で 1,000 人程度の来館者を見込む）

（３）事業報告書の作成

業務終了後、事業実施報告書を作成し提出すること。

6 提案依頼内容

（１）インフルエンサー等を起用した情報発信

- ・開催要項（別紙）を確認し、特別展の主旨に即した情報発信（例えば、千葉の海の食材を利用したレシピを開発し、本特別展と合わせて情報発信する等）ができるインフルエンサー等を提案すること
- ・インフルエンサーの場合、SNS（Instagram 等）で最低 10 万フォロワー以上を有すること

（２）イベント

- ・開催要項（別紙）を確認し、特別展の主旨を理解したイベント（例えばグルメイベント等）を提案すること
- ・計 1,000 人程度の来場者を見込むイベントを提案すること（複数回イベントを実施し、その合計が 1,000 人程度でも可）
- ・イベントを実施するうえでの安全管理について提案に含めること
- ・イベントを周知するための効果的な方法を提案すること

7 成果品

（１）内容

ア 印刷物及びそのデータ 一式

イ 事業実施報告書 1 部

ウ その他事業者提案によるもの、及び必要に応じて委託者が求めるもの。

（２）成果品等の帰属

委託業務の実施に伴い製作した資料及び成果品に係る著作権その他一切の権利は、委託者に帰属する。

（３）成果品の不備

受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

8 経費

本業務の実施に関わる一切の経費は、委託料に含むものとする。

9 その他

- (1) 本仕様書について、疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、受託者は委託者と協議を行う。
- (2) 本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ委託者と協議の上、承認を得ること。
- (3) 契約に当たり委託者と協議の上で、本仕様書の一部を変更する場合がある。
- (4) 業務を行っていくなかで、当初予定していた進行に変更の必要が生じた場合には、その旨を担当職員に伝え、確認をとること。
- (5) 本業務を処理するために個人情報を取扱う場合は、個人情報及びプライバシーの保護に努めること。千葉県個人情報保護条例を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密事項を他人に漏らしてはならない。本業務終了後も同様とする。